

外国為替に関する省令第八条の七第十号
及び第十二条の三第八号の規定に基づき
国又は地域を指定する件（平成二十年二
月財務省告示第三十二号）

中華人民共和国

デンマーク

ドイツ

トルコ

ニュージーランド

ノルウエー

フィンランド

ブラジル

フランス

ベルギー

ポルトガル

香港

マカオ

マレーシア

南アフリカ共和国

メキシコ

ルクセンブルク

ロシア

外国為替に関する省令（昭和五十五年大
蔵省令第四十四号）第八条の七第十号及び
第十二条の三第八号の規定に基づき、財務
大臣が指定する国又は地域を次のように定
め、平成二十年三月一日から適用し、外国
為替に関する省令第八条の七の規定に基づ
き国を指定する件（平成十四年十二月財務
省告示第四百六十六号）は、平成二十年二
月二十九日限り、廃止する。

アイスランド

アイルランド

アメリカ合衆国

アルゼンチン

イタリア

英国

オーストラリア

オーストリア

オランダ

カナダ

ギリシャ

シンガポール

スイス

スウェーデン

スペイン

タイ

大韓民国

台湾